

●奨学資金の貸付（養成学校等に在学中または入学予定の方）

対象者	<p>保護者が島牧村に在住しており、将来村内の施設の医療・保健衛生・福祉業務に従事を希望する養成施設（※）に在学または入学しようとする方</p> <p>※保育士⇒児童福祉法（昭和22年法律第164号）第18条の6の規程に基づき、厚生労働大臣が指定した保育士を養成する学校及びその他の施設（以下「養成機関等」という。）となります。</p>
貸付金額	月額45,000円以内
貸付期間	保育士の養成施設に在学中の期間
貸付方法	毎年四半期ごとに、本人に貸付します
申込方法	<p>「島牧村医療福祉職等養成奨学資金（特例貸付金）貸付申請書」に次の書類を添付して島牧村に提出してください。</p> <p>（添付書類）①戸籍抄本又はこれに代わる書面 ②在学証明書 ③健康診断書</p> <p>※連帯保証人は、独立の生計を営む成人とし、2名必要です。また2名のうち1名は、申請者の保護者（親権者又は後見人を含む）としてください。</p> <p>万が一、連帯保証人が欠けたときや破産等によりその適正を失ったときは、新たな連帯保証人を定めて届け出る必要があります。</p>
奨学資金の償還	大学及び養成機関等を卒業した日の属する月の翌月から起算して5年経過後10年以内に、奨学資金の全額を年賦または半年賦で償還しなければなりません。
償還利息	なし
償還債務の免除	<p>①保育士として島牧保育所に奨学資金の貸し付けを受けた期間に相当する期間在職すると、免除になります。ただし、貸付期間が3年に満たない場合は、3年となります。</p> <p>②災害又は疾病等その他のやむを得ない理由により、奨学資金償還債務の履行が困難と認められるに至ったときは、免除となる場合があります。</p>
奨学資金の返還	<p>次のいずれかに該当する場合には、当該理由の生じた日の属する月の翌月から1年以内に、借り受けた奨学資金を返還しなければなりません。</p> <p>①奨学資金の貸付の決定が取り消されたとき</p> <p>（退学・退所、疾病等の理由により就学が困難、学業成績及び性行が著しく不良である等）</p> <p>②その他正当な理由がなく奨学資金の貸付けの条例に違反したとき。</p>
延滞金	奨学資金の償還期限までに償還すべき奨学資金の全部または一部を納めなかった場合、正当な理由がない限り、その未納額につき年10.95%の割合をもって奨学期限の翌日から支払い日までの日数に応じて計算した延滞金を徴収します。

（裏面もご覧ください）

●特例貸付金（すでに資格を取得し、島牧村職員となられた方）

対象者	村の職員となった保育士
貸付金額	島牧村以外の貸し付け制度で受けた就学資金の全額（ただし、6,000,000円を上限とする）
貸付方法	一括で本人に貸付する
申込方法	同上
貸付金の償還	島牧保育所の職員となった日の属する月の翌月から起算して、5年経過後10年以内に、全額を年賦又は半年賦で償還しなければならない。
償還利息	なし
償還債務の免除	島牧保育所の職員として従事した期間が5年に達したとき
延滞金	同上

※この制度に係るお問い合わせは、島牧保育所（0136-75-6423）までご連絡ください。